

**町全体に
にぎわいや
交流が生まれ笑顔が広がる
活動を補助します**



「くみやまっこ全世代交流支援事業補助金」

「くみやまっこ」により任意で設置された協議会などの団体が、町内全域を対象として実施する地域活性化活動や交流事業に補助します。

「くみやまっこ」とは
こども、若者、高齢者、あらゆる世代の久御山町で生活する人や
久御山町に関わる人のことです。

対象事業及び経費等

- 1 対象事業 全町域からの参加者を対象に町内交流拠点で実施される町の課題解決や活性化につながる地域振興事業
- 2 補助対象団体 「くみやまっこ」により任意で設置された協議会などの団体
※ NPO等も含みます。団体の規約及び構成員等名簿一覧の提出が必要です。
- 3 補助額・補助率 上限50万円 補助率4／5
※ 備品の購入などのハード整備費用は、
1年目 事業費の50%以内、2年目 事業費の25%以内
3年目 対象外となります。

「こんなこと」を実現するための補助制度です

町全体を盛り上げるイベントをしたい！



町全体を巻き込んだ活動を始めたい！

「くみやまっこ全世代交流支援事業補助金」 Q & A

申請全般について

1	補助対象団体の判断は？	交付申請書類として団体の規約及び構成員等名簿一覧の提出が必要です。また、概ね3年以上の継続した活動を前提としている団体に限ります。
2	「くみやまっこ」により任意で設置された協議会などの団体とは？	「くみやまっこ」（高齢者をはじめ、あらゆる世代の久御山町で生活する人や関わる人のこと）を構成員とした補助金交付を受領することができる団体名義の口座を持つ組織とします。（補助金交付は口座振込が基本となります。）
3	他の補助金で対象となる内容とは？	次に掲げる町の補助金一覧（裏面）が、補助の対象とするものを指します。この場合、原則、他の補助金が優先され、本補助金では対象外となります。また、町等と異なる他団体からの補助金との併用は可能ですが、補助交付申請時の収支予算書に記載いただくようお願いします。 なお、久御山町社会福祉協議会や久御山町消防本部等の上位組織から委託を受け、又は補助金を受けて実施する事業との併用はできません。（例：いきいきサロン等）
4	通年定期的に行うイベントについてはどう申請すればよいですか？	年間を通じて一度の申請とします。年度最終に行われたイベント終了をもって補助金を交付します。 なお、実績報告は必ず補助金の交付決定を受けた年度の3月10日までに行ってください。
5	補助申請時の見積書提出について	単価1万円以上の対象経費については、原則として見積書の提出を求めますが、商品概要や価格などが掲載されているパンフレット類でも代用可能とします。また、それ以下の価格のものについてもどのようなものを購入するのかわかるもの（商品写真等）の提出を求める場合があります。
6	町域を対象とする活動にするにはどうすればよいですか？	開催チラシの町内全戸へのポスティング（久御山町シルバー人材センターに有料にて依頼可能です。）や町広報紙へ広告を掲載するなど、町全域に広く参加を呼びかける必要があります。
7	補助金で購入した物品の管理について	団体での所有・管理を原則とし、備品台帳を作成し適切に管理してください。
8	事業の実施がわかる写真とは？	活動内容や開催イベントの様子が分かる写真を提出してください。（例：借上げたバスの写真、講師の講演等の写真、イベント参加者を映した写真 等） また、備品、消耗品、景品等を補助金で購入する場合は、全ての購入品の写真の提出をお願いします。（購入品等が写真で確認できない場合は、補助対象外となる場合があります。）
9	ひとつの団体について1回のみの申請ですか？	申請は、原則1年度に1団体1回限りとなります。
10	町内交流拠点とは？	久御山町が所有する施設（全世代・全員活躍まちづくりセンター（グランハット）、ふれあい交流館ゆうホール、久御山町総合体育館、まちの駅クロスピアくみやま、（仮称）MIZUBEステーション及び久御山中央公園）になります。（本補助金申請の前に使用施設の所管課等に使用可能か確認ください。）
11	補助金の上限年数はありますか？	3年間を上限

補助対象経費の具体例

1	報償費	講師謝礼、ボランティア謝礼（交通費程度の謝礼） ※ ボランティア謝礼を支給する際は、必ず支給対象者の①氏名、②住所（KminKの場合は不要）、③事業への参加日時を記載した受領書に、支給対象者の署名又は記名押印をもらってください。受領書は、実績報告時必ず原本を町へ提出してください。
2	需用費	イベントで利用する材料としての食材（交流を目的として実施するイベント時に調理・飲食をするものに限る。有料にて提供する食材は含まれません。）・材料、印刷製本費(チラシ印刷など)、映画鑑賞会用のDVD
3	役務費	イベント保険料、口座振込手数料、資材運搬費、ポスティング経費、ホームページ作成依頼費用、道路使用許可申請手数料
4	委託料	運営の一部を委託（ご相談ください） ※契約書や注文書の提出が必要。
5	使用料及び賃借料	会議室利用料、会場利用料、音響機材レンタル料、バス借り上げ料、衣装レンタル代
6	備品購入費	購入内容をご相談ください。
7	工事請負費	やぐら設置費用、テントブース照明取り付け
8	対象とならない経費	施設入場料、有料道路代、駐車料、食事代（お弁当代）、金券、慶弔費、地蔵盆においての寺社に関わる経費・秋祭り等での神事に関わる経費、町主催行事参加者への景品、飲食販売経費、領収書のないもの

町の補助金一覧の具体例（この表に掲載している補助金が優先されます）

自主防災組織活動事業補助（防災・防犯活動事業補助金）
公会堂等耐震化事業費補助金
久御山町防犯カメラ設置事業補助金
公会堂等新增改築補助
公会堂等敷地借地料補助
公会堂等借地借家料補助
コミュニティ助成事業助成金（一般コミュニティ助成事業）
コミュニティ助成事業助成金（コミュニティセンター助成事業）
三郷山財産区自治会補助
久御山町再生資源集団回収事業補助
ごみ収集ボックス購入費補助金
簡易児童遊園施設整備等補助
公園清掃謝礼金
公園花壇助成金
介護予防・健康づくり活動助成金